

奈良県告示第三百五十四号

昭和四十三年四月奈良県告示第十号で告示した奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所長印（奈良県桜井土木事務所印及び奈良県桜井土木事務所長印に限る。）は、平成二十七年一月十八日限り廃止する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾